

# 令和5年度 勝浦中学校運動(文化)部活動に係る活動方針

勝浦町立勝浦中学校

## 1. 運動部の活動方針の策定について

- (1) 本校の部活動において、運動部の活動については徳島県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動指導指針」、スポーツ庁が平成30年3月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、勝浦町教育委員会が平成30年9月に作成した、「勝浦中学校の運動部活動の在り方に関する方針」に則り、「勝浦中学校運動部活動に係る活動方針」を策定するものとする。
- (2) 活動方針及び活動計画等は、学校ホームページに掲載し公表するものとする。
- (3) 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するものとする。

## 2. 指導・運営に係る体制の構築について

- (1) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- (2) 校長は、昨年度より、勝浦町教育委員会が任命した運動部活動指導員を剣道部に配置し、適切に運用する。なお、運動部活動指導員は、教育的意義、生徒の発達段階等に応じた科学的な指導を行うとともに、生徒の安全を十分に確保した指導を行うものとする。万一事故が発生した場合は、教師と協力し事後の対応を適切に行う。また、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行うものとする。
- (3) 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

- (1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、徳島県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動指導指針」、スポーツ庁が平成30年3月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、勝浦町教育委員会が平成30年9月に作成した「勝浦中学校の運動部活動の在り方に関する方針」等に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 4 適切な休養日等の設定について

- (1) 休養日の設定
- ① 学期中は、毎週平日1日を休養日とする。土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
  - ② 長期休業日中については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
  - ③ 定期テスト（中間・期末）の期間については、原則としてテスト前3日間とテスト期間中の部活動を休止する。
- (2) 活動時間の設定
- ① 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
  - ② 早朝練習については、放課後の練習が十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。
  - ③ 部活動終了時刻は、日没30分後を原則とし、夏場は遅くとも19時までには終了する。

### (3) 教師の勤務時間管理について

部活動の休養日には、上記2.の(5)で示したように、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」等を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を適切に行い、長時間の時間外勤務を行わないように努める。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

校長は、平成29年の調査では、本県が全国と同様に生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、中学2年生女子の1週間の運動時間が0分の割合が1割を超えていること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるように努める。

### (2) 地域・保護者等の連携

- ① 校長は、勝浦町教育委員会と連携し、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- ② 校長は、勝浦町教育委員会と連携し、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、徳島県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める大会数の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 7 備考

本校、文化部の活動についても同様とする。